

平成29年3月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年3月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社夢湖観光バス 代表者浮舟崇弘
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県久喜市大字所久喜748-1 (本社営業所) 埼玉県久喜市大字所久喜748-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 50日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成28年3月8日及び平成28年3月28日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 19点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成29年3月7日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年3月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ブルースカイ 代表者熊谷正一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県成田市新田104-1 (本社営業所) 千葉県成田市新田104-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成28年2月17日及び平成28年3月16日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(5)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(6)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第1項)、(7)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)